

令和6年2月22日

令和6年第1回  
恵那市議会定例会議案



# 恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

承第 1 号	専決処分の承認について（専第 5 号 令和 5 年度恵那市一般会計補正予算（第 8 号））	別冊
議第 1 号	恵那市手数料条例の一部改正について	5
議第 2 号	恵那市債権管理条例の制定について	9
議第 3 号	恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	13
議第 4 号	恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について	15
議第 5 号	恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	17
議第 6 号	恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について	19
議第 7 号	恵那市基金条例の一部改正について	21
議第 8 号	恵那市役所振興事務所等設置条例の一部改正について	23
議第 9 号	恵那市国民健康保険条例の一部改正について	25
議第 10 号	恵那市こども発達センター条例の一部改正について	27
議第 11 号	恵那市病児保育所設置条例の一部改正について	29
議第 12 号	恵那市介護保険条例の一部改正について	31
議第 13 号	恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	35
議第 14 号	恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	47
議第 15 号	恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	53
議第 16 号	恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について	59
議第 17 号	恵那市水道事業給水条例及び恵那市水道の布設工事監督者の	

	配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について……………	65
議第18号	恵那市消防関係手数料徴収条例の一部改正について……………	67
議第19号	恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	71
議第20号	恵那市学校設置条例の一部改正について……………	73
議第21号	契約の締結について……………	77
議第22号	契約の締結について……………	79
議第23号	財産の処分について……………	81
議第24号	調停を成立させることについて……………	83
議第25号	市道路線の廃止について……………	85
議第26号	市道路線の認定について……………	87
議第27号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	89
議第28号	令和5年度恵那市一般会計補正予算（第9号）……………	別冊
議第29号	令和5年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）……………	別冊
議第30号	令和5年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）……………	別冊
議第31号	令和5年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）……………	別冊
議第32号	令和5年度恵那市下水道事業会計補正予算（第3号）……………	別冊
議第33号	令和5年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第4号）……………	別冊
議第34号	令和6年度恵那市一般会計予算……………	別冊
議第35号	令和6年度恵那市国民健康保険事業特別会計予算……………	別冊
議第36号	令和6年度恵那市介護保険事業特別会計予算……………	別冊
議第37号	令和6年度恵那市遠山財産区特別会計予算……………	別冊
議第38号	令和6年度恵那市上財産区特別会計予算……………	別冊
議第39号	令和6年度恵那市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議第40号	令和6年度恵那市水道事業会計予算……………	別冊
議第41号	令和6年度恵那市下水道事業会計予算……………	別冊
議第42号	令和6年度恵那市病院事業会計予算……………	別冊
議第43号	令和6年度恵那市国民健康保険診療所事業会計予算……………	別冊

議第 1号

恵那市手数料条例の一部改正について

恵那市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、戸籍謄本等の広域交付及び電子証明書提供用の識別符号の発行に係る手数料を加えるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市手数料条例の一部を改正する条例

恵那市手数料条例（平成 16 年恵那市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 戸籍の項を次のように改める。

戸籍	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料（本籍地以外の市町村長に対する交付（以下「広域交付」という。）を含む。）	1 通につき	450 円
	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき	350 円
	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）の規定により電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該証明書が証明する事項と同一の事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における発行を除く。）	1 件につき	400 円

除かれた戸籍（以下「除籍」という。）の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料（広域交付を含む。）	1 通につき	750 円
除籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき	450 円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定により電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1 件につき	700 円
届出若しくは申請の受理の証明書又は届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1 通につき	350 円

上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理した書類に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1 通につき	1,400 円
届書その他市長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する手数料	1 件につき	350 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料については、なお従前の例による。



議第 2号

恵那市債権管理条例の制定について

恵那市債権管理条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

市の債権の管理に関し基本姿勢を明らかにするとともに、健全な財政運営を図るため、この条例を定める。

## 恵那市債権管理条例

### (目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって市民負担の公平性及び財政の健全化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第240条第1項に規定する金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外の債権をいう。

### (他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令、他の条例又はこれに基づく規則等（法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### (市長の責務)

第4条 市長（地方公営企業法に基づく地方公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）は、法令等の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

### (台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を整備するものとする。

### (督促)

第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第7条 市長は、強制徴収債権について、法令等の定めるところにより、滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止を行うものとする。

(強制執行等)

第8条 市長は、非強制徴収債権（法第240条第4項第3号から第8号までに規定するものを除く。以下この条において同じ。）について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお納付又は履行がされないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の2から第171条の4までの規定により、その強制執行その他その保全及び取立てに関して必要な措置をとらなければならない。

2 市長は、非強制徴収債権について、令第171条の5から第171条の7までの規定により、その徴収停止、履行期限の延長又は当該非強制徴収債権に係る債務の免除をすることができる。

(債権の放棄)

第9条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 当該非強制徴収債権（消滅時効について、時効の援用を要するものに限る。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（当該時効期間満了後に債務者が当該債権につき一部を履行したときその他債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

(2) 債務者が破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。

(3) 債務者が死亡し、その債務について民法（明治29年法律第89号）第922条に規定する限定承認があった場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと認められるとき。

- (4) 債務者が死亡し、その債務について相続人が不在又は全ての相続人が相続を放棄したとき。
  - (5) 令第 171 条の 2 の規定による強制執行等又は令第 171 条の 4 の規定による債権の申出等の措置を行ってもなお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
  - (6) 令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置を行った場合において、当該措置を行った日から相当の期間を経過した後においても、履行の見込みがないと認められるとき。
  - (7) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受けている状態又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第 3号

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市議会議員の報酬の額を改めるため、この条例を定める。

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 16 年  
恵那市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「424,000 円」を「450,000 円」に、「382,000 円」を「410,000 円」  
に、「362,000 円」を「380,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第 4号

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

市長、副市長及び教育長の給料月額を改めるため、この条例を定める。

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例(平成16年恵那市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「800,000円」を「870,000円」に、同表副市長の項中「687,000円」を「720,000円」に、同表教育長の項中「600,000円」を「640,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議第 5号

恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方自治法の一部改正に基づき、新たに恵那市会計年度任用職員の勤勉手当の支給をするため、この条例を定める。

恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年恵那市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第1条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第6条 会計年度任用職員の勤勉手当は、規則で定める勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（恵那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

2 恵那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年恵那市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第21条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

議第 6 号

恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について

恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年恵那市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 7号

恵那市基金条例の一部改正について

恵那市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市公共施設整備基金及び恵那市家畜貸与基金の設置の目的等を改め、新たに介護人材、保育教諭及び看護師に関する修学資金の貸付基金を創設するなど所要の改正をするため、この条例を定める。

## 恵那市基金条例の一部を改正する条例

恵那市基金条例（平成16年恵那市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「恵那市公共施設整備基金」を「恵那市公共施設整備・子育て支援基金」に改め、「適正配置」の次に「並びに子育て支援」を加え、同表に次の3項を加える。

恵那市介護人材育成 修学資金貸付基金	市内の介護施設等において介護サービス業務に従事しようとする者に対し貸与する修学資金に充てるため	市長が定める額
恵那市保育教諭修学 資金貸付基金	市内の認定こども園等において保育教諭等の業務に従事しようとする学生に対し貸与する修学資金に充てるため	市長が定める額
恵那市看護師修学資 金貸付基金	市の公立病院又は診療所において看護師の業務に従事しようとするものに対し貸与する修学資金に充てるため	市長が定める額

第3条第2項の表中「繁殖用肉用育成雌牛及び乳用牛を貸与する資金及び高齢者等による肉用牛飼養を促進し肉牛資源の確保を図り併せて高齢者等の福祉向上」を「肉用牛繁殖雌牛及び乳用牛を貸与し肉牛資源の確保並びに生乳の増産」に、「22,862,363円」を「22,908,901円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 8号

恵那市役所振興事務所等設置条例の一部改正について

恵那市役所振興事務所等設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

岩村振興事務所庁舎の位置を現在の位置に合わせるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

## 恵那市役所振興事務所等設置条例の一部を改正する条例

恵那市役所振興事務所等設置条例（平成 16 年恵那市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「恵那市岩村町 545 番地 1」を「恵那市岩村町 1657 番地 1」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

（恵那市地域自治区条例の一部改正）

2 恵那市地域自治区条例（平成 30 年恵那市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「恵那市岩村町 545 番地 1」を「恵那市岩村町 1657 番地 1」に改める。

（恵那市公告式条例の一部改正）

3 恵那市公告式条例（平成 16 年恵那市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「恵那市岩村町 545 番地 1」を「恵那市岩村町 1657 番地 1」に改める。



議第 9号

恵那市国民健康保険条例の一部改正について

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等賦課限度額及び低所得者等の保険料の額を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

## 恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成 16 年恵那市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 6 の 12 中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 18 条第 1 項第 2 号中「29 万円」を「295,000 円」に改め、同項第 3 号中「535,000 円」を「545,000 円」に改め、同条第 4 項中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 18 条の 4 中「22 万円」を「24 万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の恵那市国民健康保険条例第 14 条の 6 の 12、第 18 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第10号

恵那市こども発達センター条例の一部改正について

恵那市こども発達センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

## 恵那市こども発達センター条例の一部を改正する条例

恵那市こども発達センター条例（平成 18 年恵那市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 6 条の 2 の 2 第 4 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」に改め、同条第 3 号中「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改める。

第 5 条第 2 号中「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第 1 1 号

恵那市病児保育所設置条例の一部改正について

恵那市病児保育所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

子育て世帯に対する経済的負担の支援として、新たにひとり親世帯の病児保育使用料を加えるため、この条例を定める。

## 恵那市病児保育所設置条例の一部を改正する条例

恵那市病児保育所設置条例（平成 29 年恵那市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出し及び同条第 1 項から第 4 項までの規定中「利用料」を「使用料」に改める。

別表世帯区分の項中「利用料」を「使用料」に改め、同表生活保護法による被保護世帯の項の次に次のように加える。

ひとり親世帯	4 時間以上の利用	1,000 円
	4 時間未満の利用	500 円

別表備考 2 中「利用料」を「使用料」に改め、同表中備考 2 を備考 3 とし、備考 1 の次に次のように加える。

- 2 ひとり親世帯とは、恵那市福祉医療費助成に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 66 号）第 2 条第 1 項第 3 号に該当する者のうち、同条例第 9 条第 1 項の規定による受給者証の交付を受けているものが含まれる世帯をいう。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料の取扱いについては、なお従前の例による。

議第 1 2 号

恵那市介護保険条例の一部改正について

恵那市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

## 恵那市介護保険条例の一部を改正する条例

恵那市介護保険条例（平成 16 年恵那市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「第 39 条第 1 項第 1 号」を「第 38 条第 1 項第 1 号」に、「32,100 円」を「33,000 円」に改め、同項第 2 号中「第 39 条第 1 項第 2 号」を「第 38 条第 1 項第 2 号」に、「46,400 円」を「49,700 円」に改め、同項第 3 号中「第 39 条第 1 項第 3 号」を「第 38 条第 1 項第 3 号」に、「49,900 円」を「50,100 円」に改め、同項第 4 号中「第 39 条第 1 項第 4 号」を「第 38 条第 1 項第 4 号」に、「66,400 円」を「65,300 円」に改め、同項第 5 号中「第 39 条第 1 項第 5 号」を「第 38 条第 1 項第 5 号」に、「71,400 円」を「72,600 円」に改め、同項第 6 号中「第 39 条第 1 項第 6 号」を「第 38 条第 1 項第 6 号」に、「84,200 円」を「87,100 円」に改め、同項第 7 号中「第 39 条第 1 項第 7 号」を「第 38 条第 1 項第 7 号」に、「92,800 円」を「94,300 円」に改め、同項第 8 号中「第 39 条第 1 項第 8 号」を「第 38 条第 1 項第 8 号」に、「115,600 円」を「108,900 円」に改め、同項第 9 号中「第 39 条第 1 項第 9 号」を「第 38 条第 1 項第 9 号」に、「121,300 円」を「123,400 円」に改め、同項第 10 号中「第 39 条第 1 項第 10 号」を「第 38 条第 1 項第 10 号」に、「135,600 円」を「137,900 円」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 152,400 円
- (12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 166,900 円
- (13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 174,200 円

第 7 条第 2 項を次のように改める。

2 令第 38 条第 11 項から第 13 項までの規定による令和 6 年度から令和 8 年度までの第 1 号被保険者の保険料の額は、前項第 1 号から第 3 号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 20,600 円
- (2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 35,200 円
- (3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 49,700 円

第 7 条第 3 項から第 7 項までを削る。



第9条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「第8号ロ又は第9号ロ」を「第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵那市介護保険条例第7条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



議第13号

恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業に関する基準を改めるため、この条例を定める。

恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年恵那市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項第 5 号中「第 50 号」を「第 50 条第 1 項」に改め、同項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、同条第 6 項中「、当該」の次に「指定」を加え、「施設」を「敷地」に改める。

第 7 条中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 204 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 24 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、同条第 7 号の次に次の 2 号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 34 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 42 条第 2 項第 2 号の規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 4 号中「第 26 条第 11 項」を「第 26 条第 10 項」に改め、同項第 7 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に

規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第44条の4中「同一敷地内にある」を削る。

第44条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第44条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第44条の22中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第44条の26第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第44条の32中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条の39第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に

改め、同項を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第44条の32第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第50条第2項中「若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第51条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第55条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第56条第1項中「及び次条」を削る。

第65条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第55条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第68条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第69条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を

併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第98条」の次に「、第178条第3項」を加える。

第78条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、第8号を同条第9号とし、第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第92条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第92条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第93条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第97条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第107条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 111 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、同条第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第 2 種協定指定医療機関（以下「第 2 種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第 2 種協定指定医療機関である場合においては、当該第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第 113 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 114 条中「及び第 90 条」を「、第 90 条及び第 92 条の 2」に改める。

第 116 条第 7 項第 2 号を削り、第 3 号を同項第 2 号とし、同条に次の 1 項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第 2 号アの規定の



適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第135条において準用する第92条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第117条中「同一敷地内にある」を削る。

第133条第2項を第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければな

らない。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第134条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第135条中「及び第85条」を「、第85条及び第92条の2」に改める。

第137条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第138条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第151条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第152条中「同一敷地内にある」を削る。

第153条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第158条の見出し中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「利用者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)」に改め、同項にただし書として次のように加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第158条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第 158 条第 2 項を第 6 項とし、同条第 1 項の次に次の 4 項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第 2 種協定指定医療機関である場合においては、当該第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第 162 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 163 条中「及び第 44 条の 17 第 1 項から第 4 項まで」を「、及び第 44 条の 17 第 1 項から第 4 項まで及び第 92 条の 2」に改める。

第 173 条中第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 175 条中「第 44 条の 17 第 1 項から第 4 項まで」の次に「、第 92 条の 2」を加える。

第 177 条第 7 項第 4 号を削り、第 5 号を同条第 4 号とする。

第 178 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 7 項各号に掲げる施設等」を削る。

第 183 条第 1 号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第 11 号を第 12 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第 187 条第 2 項第 3 号及び第 6 号から第 9 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 188 条中「及び第 92 条」を「、第 92 条及び第 92 条の 2」に改める。

第 191 条第 3 項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第 4 項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とする。

第 192 条中「同一敷地内の」を削る。

第 195 条中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、同条第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 202 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5

号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第195条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第204条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項及び第204条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の恵那市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第34条第3項(新条例第44条の20、第44条の22、第44条の40、第66条、第94条、第114条、第135条、第163条、第175条、第188条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

##### (身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第78条第7号及び第183条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第92条の2(新条例第114条、第135条、第163条、第175条、第188条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第158条第1項(新条例第175条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議第14号

恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービス事業に関する基準を改めるため、この条例を定める。

恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年恵那市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 44 条第 6 項において同じ。）」「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第 10 条第 1 項及び第 2 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 11 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 91 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 32 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 40 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、



同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 42 条第 11 号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 42 条第 14 号中「第 12 号」を「第 14 号」に改め、同号を同条第 16 号とし、第 10 号から第 13 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 9 号の次に次の 2 号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 44 条第 6 項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第 45 条第 1 項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第 53 条第 1 項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 63 条の次に次の 1 条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第 63 条の 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第 64 条第 2 項第 3 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 72 条第 1 項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第 79 条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 83 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、同条第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第91条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の恵那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議第15号

恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業に関する基準を改めるため、この条例を定める。

恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年恵那市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 6 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第 1 項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第 7 条第 2 項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第 3 項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防

支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「の規定」の次に「(第33条第29号の規定を除く。)」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限

する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第1項第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第1項第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。



第 33 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 30 の 2 第 1 項の規定により本市から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第 36 条第 1 項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 4 項及び第 36 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、この条例による改正後の恵那市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第 24 条第 3 項（新条例第 35 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。



議第16号

恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について

恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業に関する基準を改めるため、この条例を定める。

恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成 30 年恵那市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第 5 条第 3 項中「利用者の数が 35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 115 条の 23 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 15 条第 8 項において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 44」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 34 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が 49 又はその端数を増すごとに 1 とする。

第 6 条第 3 項第 2 号中「同一敷地内にある」を削る。

第 7 条第 2 項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「前 6 か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の上に、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第 7 項を第 8 項とし、同条第 6 項

中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、同条第6項中「の規定により、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同項を同条第8項とし、同条第3項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第1項第8号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接すること

ができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第2項第5号中「主治の医師、歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改める。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項の」を削り、同条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第4項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第5項及び第34条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

### (重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の恵那市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第25条第4項(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事

業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。





議第17号

恵那市水道事業給水条例及び恵那市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

恵那市水道事業給水条例及び恵那市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

水道法の一部改正に伴い、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣等に移管することとなったため、同法に関連する条例2本を1つの条例として、所要の改正をするもの。

恵那市水道事業給水条例及び恵那市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

(恵那市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 恵那市水道事業給水条例（平成16年恵那市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第34条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(恵那市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正)

第2条 恵那市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年恵那市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第18号

恵那市消防関係手数料徴収条例の一部改正について

恵那市消防関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の屋外タンク貯蔵所等の設置の許可に係る手数料を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市消防関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

恵那市消防関係手数料徴収条例（平成 16 年恵那市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

	「		「			
		1, 180, 000 円		1, 450, 000 円		
		1, 410, 000 円		1, 720, 000 円		
		1, 590, 000 円		1, 920, 000 円		
別表中		1, 950, 000 円	を	2, 360, 000 円	に、	
		2, 270, 000 円		2, 740, 000 円		
		4, 550, 000 円		5, 640, 000 円		
		5, 820, 000 円		7, 240, 000 円		
		7, 070, 000 円		8, 790, 000 円		
		」				」
		「				「
				コ 処理容積が 10, 000, 000 m <sup>3</sup> 以上の設備に係 るもの		

コ 処理容積が 10, 000, 000 m <sup>3</sup> 以上の設備に係 るもの	1 件につき 91, 000 円
アからコまでの規 定にかかわらず、 移動式製造設備に	

1 件につき 91,000 円	を	ついて液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。）第 37 条の 4 第 1 項の許可を受けた者の許可の申請に係るもの	1 件につき 6,000円	に、「液化石油ガスの保
--------------------	---	--	------------------	-------------

安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。）」を「液石法」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



議第19号

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年恵那市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。



議第20号

恵那市学校設置条例の一部改正について

恵那市学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

令和5年度から開始した市内小中学校屋内運動場への冷暖房設備の設置に伴い、新たに屋内運動場冷暖房設備の使用料を加えるため、この条例を定める。

## 恵那市学校設置条例の一部を改正する条例

恵那市学校設置条例（平成 16 年恵那市条例第 211 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

区分		単位	使用料	照明設備 使用料	冷暖房設 備使用料
屋内運 動場	体育館	1時間	300円	620円	1,300円
	格技場・武 道場・柔剣 道場・卓球 室	1時間	300円	—	1,300円
屋外運 動場	グラウンド	1時間	300円	1,030円	—
	テニスコ ート	1時間	300円	410円	—
校舎	教室（1教 室につき）	1時間	300円	—	160円
	家庭科室 （1家庭科 室につき。 冷暖房料金 を除く光熱 水費を含 む。）	1時間	610円	—	160円

備考

- 1 学校の備付けの器具を使用する場合は、その実費を徴収する。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 3 体育館の面積を2分の1に分割し、これを1単位として使用を許可することができる。この場合において、当該許可に係る使用料はこの表に定める額の2分の1に相当する額とする。
- 4 屋内運動場冷暖房設備の使用は専用コインで行い、1枚当たり1,300円とする。
- 5 恵那市立大井小学校の体育館の暖房設備を使用する場合の使用料は、1時間当たり710円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

## 議第 2 1 号

### 契約の締結について

次のとおり契約を締結することについて、恵那市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年恵那市条例第 4 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 防災行政無線設備（同報系）の部分更新工事                                      |
| 2 契約の方法  | 制限付一般競争入札   |
| 3 契約金額   | 1 9 9, 1 0 0, 0 0 0 円                                     |
| 4 契約の相手方 | 恵那市大井町字土々ヶ根 2 6 2 8 番地の 9<br>中央電子光学株式会社 東濃支店<br>支店長 土本 裕志 |



## 議第22号

### 契約の締結について

次のとおり契約を締結することについて、恵那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年恵那市条例第42号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 河鹿橋補修・補強（2期）工事                             |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札                                     |
| 3 契約金額   | 254,100,000円                               |
| 4 契約の相手方 | 恵那市大井町1202番地4<br>セントラル建設株式会社<br>代表取締役 阿部 護 |









## 議第24号

### 調停を成立させることについて

次のとおり調停を成立させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 事件名 中津川簡易裁判所 令和5年（ノ）第12号  
債務不存在確認請求調停事件
- 2 当事者 申立人 ※※※※※※※※※※※※※※ ※※ ※※  
相手方 恵那市長島町正家一丁目1番地1  
恵那市 代表者市長 小坂 喬峰

### 3 事件の概要

申立人は、平成19年11月26日付けにて身体障害者手帳の資格を喪失していたことについて、相手方の手帳回収漏れ等により、喪失したことを知らないまま福祉医療費助成を受け続けていたと主張している。

相手方は、申立人へ福祉医療費支給返還請求として、719,931円の支払を請求したところ、申立人は相手方に瑕疵があり債務が存在しないとして、その確認を求めて調停を申し立てた事件である。

### 4 調停条項案

- (1) 申立人と相手方は、相手方が申立人に対し令和5年10月26日付け「福祉医療費支給金返還請求書」において、719,931円を請求した件（以下、「本件」という。）について、申立人が相手方に対し25万円の支払義務があることを確認する。
- (2) 申立人は、相手方に対し、前項の金員を令和6年5月末日限り納入通知書で支払う。ただし、振り込みの場合は、その振込手数料は申立人の

負担とする。

- (3) 申立人及び相手方は、本件に関し、申立人と相手方との間においてこの調停条項に定めるもの以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 調停費用は各自の負担とする。

議第 25 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次の市道路線を廃止することについて、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
13083	上矢作町 83 号線	恵那市上矢作町小田子字大平下 5 31 番 3 地先	
		豊田市押山町日向 189 番 3 地先	
12040	串原 40 号線	恵那市串原字川ヶ渡 2250 番 1 地先	
		豊田市時瀬町日影 43 番地	



議第26号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線として認定することについて、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
13095	上矢作町95号線	恵那市上矢作町小田子字中屋	
		恵那市上矢作町小田子字中屋	
13096	上矢作町96号線	恵那市上矢作町小田子字大平下	
		恵那市上矢作町小田子字大平下	
12052	串原52号線	恵那市串原字川ヶ渡	
		恵那市串原字川ヶ渡	





議第 27 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市  
氏 名 杉本 純一  
生年月日

（提案理由）

現委員である千藤彰将氏の任期満了に伴い、新たに杉本純一氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。



